

【Ⅰ 補助対象者】

Q 1 : 補助金の申請にあたっては、みやぎ I J U ターン就職支援オフィスへの登録が必要になりますが、どのように登録すればいいですか。

A 1 : 以下の2つの登録方法があります。

- ① みやぎ I J U ターン就職支援オフィスへ来所登録

【東京オフィス】

東京都千代田区大手町 2-6-4 パソナグループ JOB HUB SQUARE 3F
03-6734-1344

【仙台オフィス】

宮城県仙台市青葉区中央 1-2-3 仙台マークワン 18F
022-216-5001

※予約なしでも来所可能ですが、時間確保のため事前予約をおすすめいたします。

- ② ホームページからの登録

みやぎ移住ガイドより : <https://miyagi-ijuguide.jp/>

【Ⅱ 補助対象事業】

Q 2 : 本社が県外にある企業の採用面接を、県内にある支店で受けた場合、対象になりますか。

A 2 : 県内に支店又は事業所があり、そこで適性試験、筆記試験、面接等を受けた場合は、本社が県外に所在する場合も補助対象となります。

Q 3 : 補助対象事業となる就職活動に該当する県内企業とはどのような企業ですか。

A 3 : 県内企業とは、県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業を指します。

なお、行政機関への就職活動（公務員試験等）は、補助金の対象外となります。

【Ⅲ 補助対象経費】

Q 4 : 補助対象経費となるものを具体的に教えて下さい。

A 4 : 鉄道、航空機、船舶、バスの料金、及び宿泊施設に宿泊した場合の料金が対象となります。なお、宿泊施設での食事料金は対象外ですが、宿泊料金とセットになっている場合は対象となります。また、交通費及び宿泊費のうち、各種ポイント等を利用して支払った分については対象外となります。

Q 5 : 採用面接を受けた企業から、交通費や宿泊費の一部支給を受けましたが、自己負担をした分については対象になりますか。

A 5 : 自己負担分は対象となります。なお、全額が企業から支給された場合は対象になりません。

Q 6 : 面接先企業の住所との往復の経路はどのような経路でもよいのですか。

A 6 : 現在お住まいの住所から、県内企業までの往復に要した経費が対象となりますので、最短経路など特定の経路には限定しませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択して下さい。

Q 7 : 住所地から宮城県内にある実家に一旦移動し、そこから企業の面接等に参加した場合の交通費は対象になりますか。

A 7 : 住所地から実家までの移動にかかる経費が対象となります。ただし、実家への移動が面接等を目的としたものである必要がありますので、原則として、移動日が就職活動の日の1週間前に当たる日から、就職活動の日の1週間後に当たる日までの移動に係る交通費が対象となります。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、就職活動等の時期に移動が集中することを防ぐため、臨時的措置として、交通費の対象となる移動期間を「就職活動の日の2週間前に当たる日」から「就職活動の日の2週間後に当たる日」までといたします。

Q 8 : タクシーの利用は補助対象として認められますか。

A 8 : 原則として補助対象外となりますが、ケガや障害等で歩行が困難であるなど、真にやむを得ない事情がある場合については、その状況を確認の上、補助対象と認める場合がありますので、あらかじめご相談ください。

Q 9 : 令和3年3月31日以前に県外の住所地から県内の実家へ移動し、4月1日に合同企業説明会に参加した後、4月2日に県外の住所地へ戻りました。その場合、交通費は補助対象となりますか。

A 9 : 令和3年度の補助事業において対象となるのは、4月1日以降の移動や宿泊により発生した交通費及び宿泊費です。そのため、上記の場合は、4月2日の県内から県外への移動にかかった交通費のみ対象となります。

Q10: 県外の住所地と県内企業を往復した交通費が補助対象になるとのことですが、往路のみ、または復路のみでも申請はできますか。

A10: 往路のみ、または復路のみでも申請は可能です。その場合は、片道分にかかった交通費の1/2に相当する金額の補助となります。なお、往復分の交通費について申請する場合は、必ず往復した分の切符や領収書等を添付してください。

Q11: 移動と宿泊が一体となった旅行商品を利用した場合、補助限度額はいくらになりますか。

A11: 移動と宿泊が一体となった旅行商品の場合の補助限度額は20,000円になります。

【IV 提出書類について】

Q12: 経費（交通費・宿泊費）の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A12: 支出した金額を証明できない場合は、申請を受け付けることができませんので、領収書等は申請時まで大切に保管して下さい。なお、申請の際には、支出した経費に係る領収書や切符等の写しなど支払いを証明できるものを添付していただく必要があります（申請に係る書類は申請者に返却しません）。

Q13: 合同企業説明会に参加した場合、申請書の「6 訪問先企業 証明欄」は誰に記載してもらえばいいですか。

A13: 合同企業説明会に参加している企業のブースの担当者もしくは、当該説明会の主催者に記載をお願いしてください。

なお、当該説明会主催者による証明の場合は、必ず申請様式中「11 参考記入欄」に、説明を受けた企業の名称を記載して下さい。

【V 申請の時期・回数について】

Q14: 申請はいつまでに行う必要がありますか。

A14: 令和3年度の補助金の申請締切は、令和4年3月31日（水）（当日消印有効）とさせていただきます。

なお、予算額に達した場合は、上記より前に受付終了となりますので、お早めの申請をお願いします。

また、申請者の送付した書類が何らかの事情により県の申請窓口が届いていない場合の責任は負えません。申請時期終了間近の申請などで書類の到着に不安がある場合は、申請者の判断により、郵送物の配達状況を確認できるサービス等をご利用ください。

い。

【VI 支払いについて】

Q15：申請から支払いまでどのくらいかかりますか。

A15：不備のない状態で受理された申請については、当月分の申請をまとめて翌月に事務処理します。事務処理後、支払いまでに一定の期間を要することから、支払いは翌々月の中旬になる見込みです。例えば4月に受理された申請書は、6月中旬頃の支払いとなる見込みです。